

# 合併処理浄化槽維持管理補助金

## 1. 補助金の目的

合併処理浄化槽維持管理費を補助することで、施設の適正な維持管理が行われ、生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図ることを目的とする。

## 2. 補助対象区域

白川北部地区（岡崎区の一部、葛川区、稲光区、稲光上区、八田山区）、山口区、等覚寺区

## 3. 補助対象者

適正な維持管理を行っている合併処理浄化槽管理者  
※適正な維持管理とは、以下の(1)～(3)を全て満たすこと  
(1) 浄化槽の保守点検を実施していること  
(2) 浄化槽の清掃を実施していること  
(3) 法定検査を受検し、判定が「適正」又は、「おおむね適正」であること  
なお、判定が「不適正」の場合は改善すること

## 4. 補助金の額

交付申請年度	限度額	交付申請年度	限度額
初年度	48,000円	4年度目	19,200円
2年度目	38,400円	5年度目	9,600円
3年度目	28,800円		

※補助の期間は、初回の交付申請年度から連続5年間とし、毎年申請が必要です。

## 5. 交付申請期間

交付申請の受付は、令和5年5月からです。  
初回申請の最終受付は、令和11年3月30日です。

## 6. 交付申請に必要な添付書類

- 合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書
- 合併処理浄化槽維持管理契約書の写し
- 保守点検記録表の写し（3回分）及び浄化槽清掃記録票の写し※交付申請日から過去1年以内のもの
- 法定検査結果書（浄化槽法7条関係又は同法第11条関係）の写し※交付申請日から過去1年以内のもの
- 町税納付状況照会同意書又は町税の滞納がないことの証明書
- 改善報告書（法定検査結果書で総合判定が不適正の場合）
- (b)、(c)が提出できない場合は（保守点検契約・保守点検等記録）状況確認願

## 7. 浄化槽の維持管理

浄化槽の機能を正常に保つには、適正な維持管理が大切です

保守点検	機器の点検修理・消毒剤の補充等の保守点検を実施してください。 ※福岡県から登録を受けた保守点検業者が実施
清掃	汚泥引抜を含む浄化槽の清掃を実施してください。※苅田町が許可した清掃業者が実施
法定検査	使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に実施する法定検査（浄化槽法第7条第1項）を受検してください。 年1回の法定検査（浄化槽法第11条第1項）を受検してください。
書類の保管	法定検査の結果書及び保守点検業者・清掃業者から交付された記録表などは、浄化槽法等により、3年間の保管義務があります。